

東京都個人情報保護審査会条例についての事務対応ガイド

総務局総務部情報公開課

令和5年4月（初版）

〔出典等註釈補記〕

第1章 総則

第1条関係（趣旨）

第1条 この条例は、東京都個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手續等について定めるものとする。

第1 趣旨

- 1 本条は、条例の趣旨を明らかにしたものであり、条例の解釈指針となるものである。
各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行われなければならない。
- 2 本条中「東京都個人情報保護審査会」は、旧条例第25条（「第6章 救済の手續」中）に基づき平成3年10月1日に設置され、平成17年4月の部会再編を経て現行の三部会体制となった、開示決定等に係る行政不服審査及び調査を行ってきた知事の附属機関である。
- 3 本条中「設置、組織」については条例第2章、本条中「調査審議の手續等」については条例第3章及び第4章に定める。また、本条中「定める」とは、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和4年2月個人情報保護委員会事務局策定。以下「法律事務対応ガイド」という。）¹において示された次の事項²などについて定めるものである。
 - ・『条例で定める必要がある事項』
 - ・『必要に応じて条例で定めることが考えられる事項』
 - ・『条例で定めることが妨げられるものではない事項』

第2 運用

- 1 旧条例における東京都個人情報保護審査会に関する諸規定は、同条例「第6章 救済の手續」³として位置付けられていた（第23条（苦情の処理）⁴、第24条（審理員による審理手續に関する規定の適用除外）、第24条の2（審査請求があった場合の手續）・第24条の3（都が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）⁵、第24条の4（諮問をした旨の通知）⁶、第24条の5（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續）、第25条（東京都個人情報保護審査会）・第25条の2（部会）、第25条の3（審査会の調査権限）、第25条の4（意見の陳述等）、第25条の5（提出資料の閲覧等）、第25条の6（審査請求の制限）、第25条の7（答申書の送付）、第25条の8（審議手續の非公開）、第25条の9（規則への委任））。

¹ 法律事務対応ガイド令和4年2月（令和4年10月一部改正）版に準拠。以下同じ。

² 法律事務対応ガイド資料6「個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ」（令和4年4月個人情報保護委員会事務局・総務省自治行政局策定）pp9-13「個人情報保護審査会条例の条文のイメージ」

³ EU「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95/46/ECの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則」（一般データ保護規則。以下「GDPR」という。）においても、救済に関する章がある（「第8章 救済、法的責任及び制裁」第77条から第89条まで）。

⁴ GDPR（個人情報保護委員会仮訳による。以下同じ。）前文第141項は、「全てのデータ主体は、…単一の監督機関に異議（complaint）を申立てる権利をも」として、「異議申立て後の調査は、司法審査に服する」「監督機関は、データ主体に対し、合理的な期間内に、その異議の進捗状況及び結果について、情報提供しなければならない」と定める。

なお、GDPR第41条第2項C号、第43条第2項d号等に、「苦情（complaint）」に関する規定がある。

⁵ GDPR第77条（監督機関に異議を申立てる権利）第1項は「他の行政上の救済又は司法上の救済を妨げることなく、全てのデータ主体は、そのデータ主体が、自己と関係する個人データの取扱いが本規則に違反すると判断するときは、…監督機関に異議を申立てる権利を有する。」と定める。

また、第79条（管理者又は処理者を相手方とする効果的な司法救済の権利）第1項は、「個々のデータ主体は、自ら、本規則を遵守せずに自己の個人データの取扱いがなされた結果として本規則に基づく自己の権利が侵害されたと判断するときは、効果的な司法救済の権利を有する」と、同条第2項は、「その管理者又は処理者が…その公権力の行使において行動する加盟国の公的機関である場合を除く」と定める。

⁶ GDPR第77条第2項は「異議の申立てを受けた監督機関は、その異議申立人に対し、第78条による司法救済の可能性を含め、異議の進捗状況及び結果に関し、情報提供する。」と定める。

なお、旧条例第23条の苦情の処理について、平成3年3月26日2情都個第26号「東京都個人情報保護に関する条例の施行について（通達）」（以下「旧条例施行通達」という。）によれば、「『実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情』には、個人情報の利用・提供あるいは開示・非開示に係る苦情など様々な苦情があり得る」⁷、「これらには、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって解決を図ることが適当なものも少なくない」⁸、「苦情処理は、個別案件の解決を図るという側面に加えて、個人情報保護制度の改善・充実にも資するという側面もある」⁹との認識の下、適切かつ迅速な処理に努めるものとしてされていた。

2 新制度において、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての審査会に関する規定は、法「第5章 行政機関等の義務等」「第4節 開示、訂正及び利用停止」「第4款 審査請求」中第105条第3項に、また、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理は、同章「第6節 雑則」中第126条に、それぞれ規定されている¹⁰。

また、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」（令和2年12月個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース策定。以下「最終報告」という。）は、次の点を指摘している。

- ・『今般の一元化は、独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等の4者における個人情報の取扱いを一元的に監視監督』¹¹『一元化後は、行政機関等の個別の開示決定等の当否についても、独立規制機関である個人情報保護委員会の判断が及ぶものと整理する必要』¹²
- ・『しかしながら、このような形での制度改正には、
 - ① 個人情報保護法上の開示決定等についての不服審査と行政機関情報公開法上の開示決定等についての不服審査とを完全に分離することとなり、相互に関連する両法の間での解釈の整合性が失われるおそれがある
 - ② 平成17年以来、情報公開・個人情報保護審査会において行われてきた不服審査との連続性が断たれることとなり、これまで蓄積されてきた知見が引き継がれないおそれがある』¹³
- ・『国の行政機関等についての検討において、
 - ・行政機関情報公開法上の開示決定等についての審査請求との整合性の維持、
 - ・情報公開・個人情報保護審査会に蓄積された知見の継承の観点から、一元化後も、現行の情報公開・個人情報保護審査会の機能を基本的に維持することとしつつ、個別の開示決定等について個人情報保護委員会の判断が及ぶようにするために個人情報保護委員会に勧告権限を与えるのが適当』¹⁴
- ・『この点、地方公共団体等についても、
 - ・情報公開条例上の開示決定等についての審査請求との整合性の維持、
 - ・諮問機関である審査会に蓄積された知見の継承の観点は共通するものであるから、国の行政機関等に関する上記整理と同様、法制化後も、現行の諮問機関である審査会等の機能を基本的に維持することと…するのが適当』¹⁵

⁷ 旧条例施行通達／第23条関係／第1 趣旨／1

⁸ 同上

⁹ 旧条例施行通達／第23条関係／第2 運用／2

¹⁰ 法において「救済」という章や語句を含んだ条文はない。

¹¹ 最終報告p29

¹² 最終報告p30

¹³ 同上

¹⁴ 最終報告p38

¹⁵ 同上

- 3 これらを踏まえ、法施行後の東京都個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手続等について、次の観点などから必要な事項を条例で定めたものである。
- ㉔ 旧条例下で蓄積された東京都個人情報保護審査会の知見を法施行後も継承していく観点
(以下「旧審査会知見継承の観点」という。)
 - ㉕ 個別の開示決定等の当否について個人情報保護委員会の判断が及ぶことを見据えた観点
(以下「個人情報保護委員会の観点」という。)
 - ㉖ 情報公開条例上の開示決定等に係る審査請求との整合性を法施行後も維持していく観点
(以下「情報公開審査会整合性の観点」という。)

第2章 設置及び組織

第2条関係（設置等）

第2条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 東京都（以下「都」という。）の機関等（都の機関（議会を除く。）及び都が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）による前項の諮問は、審査会に対して行うものとし、行政不服審査法施行条例（平成27年東京都条例第126号）の規定は、適用しない。

第1 趣旨

1 本条第1項は、都の機関等がした開示決定等について審査請求があった場合の諮問に応じて審議し、また、その審議を通じて個人情報保護に関する事項について都の機関等に意見を述べるため、知事の諮問機関としての審査会の設置を定めたものである¹⁶。

2 本条第1項中「行政不服審査法…第81条第1項」は、「地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。」と規定される。

3 本条第1項中「個人情報の保護に関する法律…第105条第3項」は、「前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。」と規定される。

法第105号第1項の規定は、「開示決定等（略）について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。（略）」と規定される。

このため、読み替え後の法第105条①第1項及び②第2項の規定は、次のとおりとなる。

①「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（略）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合」

②「前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。略）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（略）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（略）」

4 本条第1項中「準用する同条第1項の規定による諮問」とは、「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったとき」において「当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等」が「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」に対して行う「諮問」である。

¹⁶ 旧条例施行通達／第25条関係／第1 趣旨／1

5 本条第1項中「知事の附属機関として」とは、行政不服審査法第81条第1項に「執行機関の附属機関として」とあることを踏まえて、本条において審査会の法的地位を確認的に明らかにしたものである。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項は、「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。」と、また、同条第3項は、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定する。このため、普通地方公共団体である「都」においては、その「執行機関」である知事の「附属機関」として、本条の定めるところにより審査会を置いたものである¹⁷。

6 本条第2項は、都の機関等がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（開示請求、訂正請求又は利用停止請求が行政不服審査法に規定する要件を満たさない等の理由により請求を拒否する決定を含む。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の救済手続を定めたものであり、かかる審査請求があった場合、審査庁である都の機関等は、地方自治法に基づく執行機関であるか、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条に基づき都が設立した地方独立行政法人を問わず、法第105条第1項各号に該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項の機関である東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問を行うとする手続を確認的に明らかにしたものである¹⁸。

新制度では、「地方独立行政法人が行った開示決定等に対する審査請求を出資元である県知事等に対して行うこととし、当該県知事等が審議会に対して諮問を行うことについては、法第107条第2項の規定に基づき、行政不服審査法第4条の規定の特例として条例で定めること」も（知事等を経由する手続）、「地方独立行政法人が行った開示決定等に対する審査請求を当該地方独立行政法人に対して行うこととし、当該地方独立行政法人が審議会に対して諮問を行うことについては、行政不服審査法第4条の特例ではなく、地方公共団体において既に設置されている個人情報保護審査会を法第105条第3項により読み替えて準用される同条第1項に定める行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関として定めること」も（知事等を経由しない手続）、いずれも可能とされたため¹⁹、情報公開審査会の例により、後者に基づき本条を定めた。

7 本条第2項中「行政不服審査法施行条例（平成27年東京都条例第126号）の規定」とは、具体的には、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき知事の附属機関として設置する東京都行政不服審査会（同条例第3条）及びこれに関する組織、委員、会長、会議、専門委員、部会（同条例第4条から第9条まで）、審議手続の非公開（同条例第10条）、審査会における資料交付に係る手数料（同条例第13条）等であり、本条第2項は、これらの規定は本条の運用及び解釈にあたっては適用しないものとしたものである（これにより、審査会における資料交付について、法第81条第3項の規定により読み替えて準用される法第78条第4項に規定する条例で定める手数料は、行政不服審査法施行条例第13条の規定を適用しないこととなるため、行政不服審査法条例別表に掲げる金額（「書面又は書類の写し（単色刷り）1枚につき10円」等）は徴収しない²⁰）。

¹⁷ 知事以外の他の執行機関及び執行機関ではない地方独立行政法人が、法の定めるところにより、知事の附属機関である審査会に諮問することについては、本条第2項でその手続を確認的に規定したものである。

¹⁸ 旧条例施行通達／第24条の3関係／第1 趣旨

¹⁹ ガイドラインの一部を改正する告示(案)に関する意見募集結果(令和4年4月20日公示)No32

²⁰ なお、法律事務対応ガイドにおいても「この規定により提出された資料の交付手数料については、行政不服審査法…第81条第3項において準用する同法第78条第4項及び第5項の規定の適用を受ける。したがって、

第2 運用

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項では、優れた見識を有する委員で構成された委員会等の直接的・実質的な審理により、公正かつ慎重に判断されることが担保されている場合（例えば、審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合など）は、十分な審理が確保されているとの理由により、審理員による手続は不要とされる趣旨であることから、審理員の指名について、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合、その適用を除外する旨定めており、旧条例第24条においても、審査会について適用除外規定を定めていた²¹（また、情報公開条例第19条においても、東京都情報公開審査会について同様に適用除外としている）。
法第105号第1項において、国の「行政機関の長等」に審査請求があった場合に、原則として総務省に設置された「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問しなければならないとする趣旨も、これと同様であると解され、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても法第105条第3項によりこの手続規定を準用するとされたことも踏まえると、審査会の法的性質が本条により「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と位置付けられたとしても、その趣旨は引き続き同様のものである（@旧審査会知見継承の観点）。
- 2 旧条例施行通達によれば、旧条例第25条の6の趣旨は、旧条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為について審査請求をすることができないことを定めたものであるとされていた（旧条例第25条の6関係）²²。もっとも、審査会は執行機関の附属機関であり、その委員は執行機関の補助機関ではなく、審査会又は委員が旧条例に基づく処分をする余地は想定されないことから、審査請求をする余地もなかったと解されるが、少なくとも同条は審査会又は委員の処分又はその不作為に関する審査請求ができないことを確認的に明らかにした規定であるため、前記1の考え方に基づき、法施行後もその趣旨は同様であると解される。
- 3 読み替え後の法第105条第1項第1号の「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、審査請求が、審査請求人としての要件に該当しない、期間経過後の審査請求であるなどの要件不備により却下される場合をいう²³。
- 4 読み替え後の法第105条第1項第2号から第4号までは、審査請求人の主張を全面的に認めるものであり、本条第2項に基づく審査会への諮問が不要であることを定めたものである²⁴。
- 5 「当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合」とは、開示請求者が不開示とされた保有個人情報のうち一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分の全てについて開示することを意味するものであり、審査請求人が不開示を争わなかった部分については、対象とならない。訂正決定等及び利用停止決定等についても同様である²⁵。
- 6 旧条例「第6章 救済の手続」の手続であった趣旨に鑑み、これまで同様、審査請求に係る審査庁は、審査会に対し、速やかに本条第2項に基づく諮問をするよう努めることとする²⁶。

現行の行政不服審査会条例等で定める手数料と異なる手数料を設定する場合には、別途の措置が必要となる。ただし、第10条の規定を設けて審査請求人等の求めによらずに資料を送付する場合には、当該資料について手数料を徴収することは適当ではない」とされる（前掲2）p16註釈19）参照。第10条関係後述。

²¹ 旧条例施行通達／第24条関係／第1 趣旨

²² 旧条例施行通達／第25条の6関係／第1 趣旨

²³ 旧条例施行通達／第24条の2関係／第1 趣旨／3

²⁴ 旧条例施行通達／第24条の2関係／第1 趣旨／4

²⁵ 旧条例施行通達／第24条の2関係／第1 趣旨／5

²⁶ 旧条例施行通達／第24条の2関係／第1 趣旨／6

- 7 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項において、審査庁が処分庁等以外である場合には処分庁等に弁明書の提出を求めることを、また、審査庁が処分庁等である場合には審査庁に弁明書を作成することを義務付けていることから、審査庁が本条第2項に基づく諮問するに当たっては当該弁明書の写しを添えて行うことができる²⁷。
- 8 法第105条第2項の規定は、都の機関等において準用することとされている。
- (1) 同条同項は、諮問庁（第7条関係参照）が、審査請求人や行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人などの関係者に対し、審査会に諮問した旨を通知しなければならないことを定めたものである²⁸。
- (2) 同条同項第1号は、審査請求人及び当該審査請求に利害関係人として参加している参加人に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである²⁹。
- (3) 同条同項第2号は、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者以外のものが審査請求を提起している場合、これらの者に対し、審査会に諮問した旨を通知することとしたものである³⁰。
- (4) 同条同項第3号は、開示決定等について反対意見を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問した旨を通知することとしたものである³¹。
- 9 審議会の考え方³²
- 令和5年3月13日開催第80回東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、本条例に係る制度運用にあたり、「地方独立行政法人は附属機関を有さないため、諮問先として審査会を明記」した趣旨及び「行政不服審査法令との関係（準用・適用外）も明記」した趣旨を踏まえることについて了承している。

²⁷ 旧条例施行通達／第24条の2関係／第1 趣旨／7

²⁸ 旧条例施行通達／第24条の4関係／第1 趣旨／1

²⁹ 旧条例施行通達／第24条の4関係／第1 趣旨／2

³⁰ 旧条例施行通達／第24条の4関係／第1 趣旨／3

³¹ 旧条例施行通達／第24条の4関係／第1 趣旨／4

³² 第80回審議会資料1『個人情報の保護に関する条例整備について』中「考え方①」p9

第3条関係（組織）

第3条 審査会は、委員12人以内をもって組織する。

第1 趣旨

- 1 本条は、審査会は、委員12人以内をもって組織することを定めたものである。
なお、旧条例第25条第2項に基づく旧審査会及び情報公開条例第24条第3項に基づく情報公開審査会も、いずれも12人以内をもって組織することを定めている。

第4条関係（委員）

第4条 委員は、地方自治及び個人情報の保護に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第1 趣旨

- 1 本条は、審査会の委員について定めたものである。
- 2 審査会には、条例第8条の規定により、不開示情報に係る保有個人情報記録された公文書を直接見分するいわゆるインカメラ審理の権限が与えられている。そこで、第5項は、委員の守秘義務について定めている。委員がこの守秘義務に違反した場合、条例第13条の規定により罰則が適用されることとなる³³。
- 3 「職務上知り得た秘密」とは、個人情報に限らず、一般行政情報で秘密に属するものも含む趣旨である³⁴。
- 4 第5項は、審査会の委員には、公正性、政治的中立性が求められることから、委員の政治運動を制限する趣旨である³⁵。
 - (1) 「政党その他の政治的団体」とは、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条にいう「政治団体」と同一範囲のものをいう。
 - (2) 「政治運動」とは、地方公務員法第36条に規定する「政治的行為」に該当するものをいう。
- 5 審議会の考え方³⁶

令和5年3月13日開催第80回審議会は、本条例に係る制度運用にあたり、「本条第1項中「優れた識見」とは、現行規則の任命手続規定で明記されているとおり、「地方自治及び個人情報の保護」に関する識見であることを確認的規定として置く」こと及び「本条第4項及び第6項は、現行条例・規則等に相当する規定はないが、情報公開審査会との整合性も鑑み、制度的調和の観点から同規定を置く」こととした趣旨を踏まえることについて了承している。

³³ 旧条例施行通達／第25条関係／第1 趣旨／2

³⁴ 旧条例施行通達／第25条関係／第1 趣旨／3

³⁵ 「東京都情報公開条例の施行について(通達)」(平成11年12月20日付11政都情第366号)／第24条関係／第1 趣旨／4 (©情報公開審査会整合性の観点)

³⁶ 第80回審議会資料1『個人情報の保護に関する条例整備について』中「考え方②」p10

第2 運用

旧条例施行通達によれば、旧条例第24条第5項は、第三者機関である審査会が、開示請求又は訂正請求に対する決定の当否について審議し、併せてその審議を通じて個人情報保護制度の改善や個人情報保護の総合的な確立を図るために必要な事項について、実施機関に意見を述べることにより、本条例の公正又は民主的な運営を確保する趣旨であるとされていた（第24条第5項関係）³⁷。

東京都における法第129条の「審議会その他の合議制の機関」は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月22日東京都条例第130号）第8条により定める「情報公開条例第39条第1項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会」であり、審査会とは別組織である。

新制度では、『個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）』（令和4年2月（令和4年4月更新）個人情報保護委員会事務局策定）によると、

- ・「法第129条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであり、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではない
- ・「ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない」とされているため、法施行後も審議会等である審査会での意見陳述は妨げられていない³⁸。

第5条関係（会長）

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第1 趣旨

- 1 本条は、審査会の会長について定めたものである。

第6条関係（部会）

第6条 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、審査請求に係る事件について調査審議させることができる。

第1 趣旨

- 1 本条は、審査会の迅速かつ機動的な運用を図るため、審査請求案件について、一部の委員で構成する部会に審議させることができる旨を定めたものである。
- 2 「審査請求に係る事件について審議させることができる」とは、部会において調査、審議し、その結論をもって審査会の答申とすることができるという趣旨である。
- 3 審議会の考え方³⁹

令和5年3月13日開催第80回審議会は、本条例に係る制度運用にあたり、「都では規則・要綱により定めているが、制度的調和の観点から条例に同規定を置く（規定根拠の格上げ）」等について了承している。

³⁷ 旧条例施行通達／第25条関係／第1 趣旨／4

³⁸ ただし、①個人情報保護委員会の観点も加味し、意見陳述させることの適否や要否等にも照らし判断する。

³⁹ 第80回審議会資料1『個人情報の保護に関する条例整備について』中「考え方③」p11

第3章 審査会の調査審議の手続

第7条関係（定義）

第7条 この章において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした都の機関等をいう。

2 この章において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

第1 趣旨

本条は、条例第3章中の用語について、法で使用する用語の意義に従うことを定めたものである。本条第1項中「法第105条第3項において準用する同条第1項の規定」については、条例第2条関係の解説を、本条第2項中「保有個人情報」については、『個人情報の保護に関する法律施行条例についての事務対応ガイド』（初版令和5年3月。以下「条例事務対応ガイド」という。）第2条関係の解説を、いずれも参照されたい。

第8条関係（審査会の調査権限）

第8条 審査会（第6条の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会。以下この章において同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

第1 趣旨

1 本条は、審査会が審査のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである⁴⁰。

2 第1項は、都の機関等が行った開示決定等の判断が妥当かどうか、当該保有個人情報が不開示情報に該当するかなどを確認するため、開示決定等の判断がなされた保有個人情報が記録された公文書を審査会が直接見ることができるインカメラ審理の権限を認めたものである⁴¹。

3 第2項は、審査請求のあった開示決定等に係る保有個人情報の提示を審査会から求められたときは、諮問庁は、これに応じなければならないことを定めたものである⁴²。

4 第3項は、審査請求のあった開示決定等に係る保有個人情報の量が多く、複数の不開示情報が複雑に関係する事案などの審議では、争点を明確にし、審理を促進する上で、審査請求のあった開示決定等に係る保有個人情報の内容を分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）が有効であることから、審査会は必要と認めるときに、都の機関等に対し、その指定する方法により、ヴォーン・インデックスを作成するよう求めることができることを定めたものである⁴³。

5 審議会の考え方⁴⁴

⁴⁰ 旧条例施行通達／第25条の3関係／第1 趣旨／1

⁴¹ 旧条例施行通達／第25条の3関係／第1 趣旨／2

⁴² 旧条例施行通達／第25条の3関係／第1 趣旨／3

⁴³ 旧条例施行通達／第25条の3関係／第1 趣旨／4

⁴⁴ 第80回審議会資料1『個人情報の保護に関する条例整備について』中「考え方④」p12

令和5年3月13日開催第80回審議会は、本条例に係る制度運用にあたり、「インカメラ審理（第8条第1項及び第2項）及びヴォーンインデックス（同条第3項）に関する規定は、行政不服審査法に規定されていないため、各条のように条例に規定する」とした趣旨及び「行政不服審査法第74条から第76条が適用される事項は、条例に規定しない（このうち、現行の意見陳述は同法75条の趣旨に即した運用となる）」とした趣旨を踏まえることについて了承している。

第2 運用

- 1 旧条例第25条の3第4項（「第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。」）の「その他必要な調査」とは、旧条例施行通達によれば、審査会が審議するために必要な実地調査を行うこと等をいうとされていた⁴⁵。

新制度においては、行政不服審査法第74条（「審査会は、…審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は…審査庁（以下…「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下…「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。」）の規定に基づき、必要な実地調査を行う。

- 2 旧条例第25条の4は、意見陳述（同条第1項（「審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。」）、第2項（「前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。」））及び意見書等提出（第3項（「審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。」）、第4項（審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。））の規定であり、旧条例施行通達は、以下のとおり定めていた。

- ・意見の陳述に関して、同条第1項は、審査会は、審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問庁。以下同じ。）の審査会に対する口頭による意見陳述の申出を認めることができることを定めたものであり⁴⁶、第2項は、審査請求人又は参加人が口頭による意見陳述を行う際には、補佐人とともに出頭することができること（また、その場合、審査会による許可が必要であること）⁴⁷

- ・意見書等の提出に関して、同条第3項は、審査会は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出の申出を認めることができること（「相当の期間」とは、意見書又は資料の提出のために社会通念上必要と認められる期間をいうこと）⁴⁸。

以上の手続に相当する新制度の手続としては、以下のとおり定められているため、これらの規定に基づき調査を行う⁴⁹。

⁴⁵ 旧条例施行通達／第25条の3関係／第1 趣旨／5

⁴⁶ 旧条例施行通達／第25条の4関係／第1 趣旨／1

⁴⁷ 旧条例施行通達／第25条の4関係／第1 趣旨／2

⁴⁸ 旧条例施行通達／第25条の4関係／第1 趣旨／3

⁴⁹ 「行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル」（平成28年4月総務省行政管理局行政手続室策定）によれば、意見陳述の聴取は、審査会で聴取する方法と行政不服審査法第77条に基づき審査会が指名する委員が聴取する方法とがある等とされる。

- ・意見の陳述に関しては、行政不服審査法第75条第1項（「審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。」）及び第2項（「前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。」）、
- ・意見書等に相当する「主張書面等の提出」の手續に関しては、同法第76条（「審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。」）

また、審査請求人等は、旧条例第25条の5の規定により審査会へ提出された意見書及び資料の閲覧等を求めることができるが、意見書及び資料が提出されたかどうかは審査請求人等には分からないので、同法第76条の主張書面等（旧条例における意見書又は資料）が提出された場合、審査会は、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする⁵⁰（旧条例第25条の4第4項の趣旨による取組）。

第9条関係（委員による調査手續）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報閲覧させることができる。

第1 趣旨

本条は、行政不服審査法第77条（「審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、…調査をさせ、又は…審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。」）の規定を具体化するものとして、条例第8条第1項によるインカメラ審理の権限を付与するものである。

第10条関係（提出資料の写しの送付等）

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該資料等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第1 趣旨⁵¹

1 第1項は、審査請求人等から審査会に提出された意見書又は資料は、当該意見書又は資料の提出人以外の審査請求人等の弁明・反論のために参考となる場合が多く、また、審査会における公平な審議にも資することから、審査請求人等が審査会に対して意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めたものである。

なお、本請求は審査会の調査審議手續における主張・立証の便宜のために認められるもの

⁵⁰ 旧条例施行通達／第25条の4関係／第1 趣旨／4

⁵¹ 旧条例施行通達／第25条の5関係／第1 趣旨／1及び2

であることから、答申が行われた後に閲覧等を求めることはできない。

- (1) 「**第三者の利益を害するおそれがある**」とは、審査会に提出された意見書又は資料に、保有個人情報又は法人等に関する情報が記録されており、当該意見書等の閲覧又は写しの交付を認めることにより、当該個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある場合をいう。
 - (2) 「**その他正当な理由があるとき**」とは、審査会に提出された意見書又は資料が審査請求人又は参加人に閲覧又は写しを交付されることにより、行政運営上支障を生ずる情報が記録されている場合等をいう。
- 2 第2項は、審査請求人等から提出資料の閲覧等の請求があった場合、第三者の権利利益を害することがないように、意見書又は資料の提出人の意見を聴取する義務を定めたものである。ただし、提出人の意見を聴くまでもなく、閲覧等の請求に対する判断を審査会が行うことが可能な場合には、意見を聴く必要はない。また、審査会は、閲覧等の請求に対する判断に際し、提出人の意見に拘束されない。

第2 運用⁵²

- 1 審査会が第1項の規定により意見書又は資料を閲覧等に供するときは、事件の調査審議に支障が生じないように、その日時・場所を指定することができるものとする。
ただし、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定することとする（旧条例第25条の5第3項の趣旨による取組）。

第11条関係（調査審議手続の非公開）

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第1 趣旨⁵³

本条は、保有個人情報の開示決定等の当否、訂正決定等の当否及び利用停止決定等の当否を審査するという審査会の性格から、当該審査請求の審議の手続は全て非公開とすることを定めたものである。

なお、審査請求の審議の手続には、個人情報保護に関する事項について、都の機関等に意見を述べるための手続は含まれないものである。

第2 運用⁵⁴

審査会が、個人情報の保護に関する事項について実施機関に意見を述べる場合は、審査会が非公開とする旨の議決をした場合を除き公開で行われることとなる。

⁵² 旧条例施行通達／第25条の5関係／第1 趣旨／3

⁵³ 旧条例施行通達／第25条の8関係／第1 趣旨

⁵⁴ 旧条例施行通達／第25条の8関係／第2 運用

第4章 雑則

第12条関係（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第1 趣旨

本条は、条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることを定めたものである⁵⁵。

具体的には、令和5年4月1日から改正の上施行された東京都個人情報保護審査会運営要綱（平成17年6月20日付17生広情報第185号）等を参照すること。

第13条関係（罰則）

第13条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第1 趣旨

本条は、条例第4条第5項の守秘義務規定に違反した審査会委員に対する罰則について定めたものである⁵⁶。

⁵⁵ 旧条例第29条の9

⁵⁶ 旧条例施行通達／第37条関係／第1 趣旨